

尾張旭市非常勤職員(クラス副担当保育士)勤務条件通知書

任用期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
従事する業務内容	保育士が一時的に不足する時間に保育を行う(遅番勤務)
就業場所	市立公立保育園
必要資格	保育士資格又は幼稚園教諭免許
始業・終業の時刻 休憩時間等	1 始業・終業の時刻等 平日:開園が18時までの園 15時45分～18時15分 開園が19時までの園 16時45分～19時15分 土曜日:開園が14時までの園 11時45分～14時15分 開園が19時までの園 平日と同じ 1日の勤務時間・・・2.5時間 1週間の勤務時間・・・12.5時間 2 休憩時間 無 3 所定労働時間外勤務の有無 無(災害等特殊な場合除く)
勤務日	週 5日勤務
休日	1 週休日 週2日 基本土曜日及び日曜日 必要な場合土曜日勤務あり(振替) 2 勤務を要しない日 祝日及び年末年始
年次有給休暇	10日(勤務日数により変動する場合あり)
報酬等	1 基本報酬(月給) 64,044円～ 75,841円 参考(大卒の方の場合)・・・・・・69,207円 2 諸手当 距離や通勤方法に応じて支給 3 期末手当及び勤勉手当 基準日時点で在席しており、週20時間以上勤務かつ6月以上の任用の場合支給
その他	1 社会保険等 (1) 健康保険: 加入なし (2) 厚生年金保険 加入なし (3) 雇用保険: 加入なし 2 災害補償 公務上の災害(負傷または疾病)または通勤による災害を受けた場合は、尾張旭市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例又は、労働者災害補償保険法の規定に基づいて補償を受けることができます。